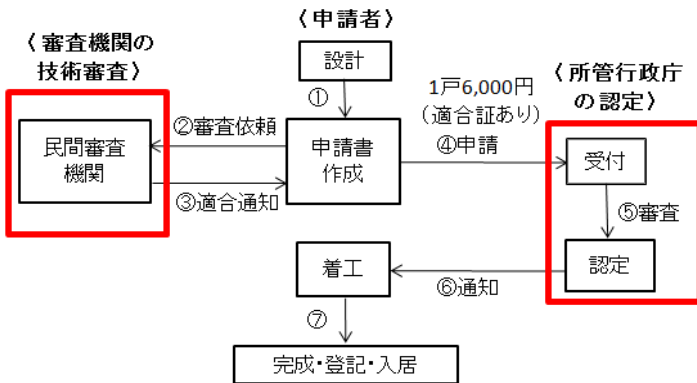


低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料について

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料については、以下のとおりです。

適合証を添付し申請する場合



事前審査を行う審査機関

- (1) 住宅のみの用途に供する建築物及び複合建築物の住戸が認定対象の場合
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関
- (2) (1)以外が認定対象の場合
登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であるものに限る。)

【登録建築物調査機関】エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。
 【登録住宅性能評価機関】住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関をいう。

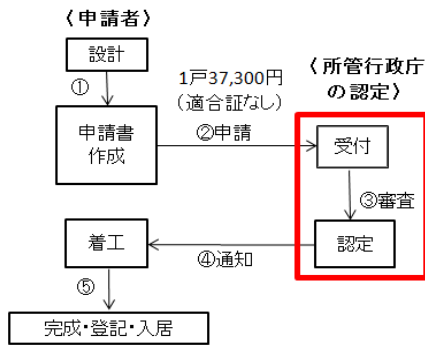
◇法53条における認定申請

区分		手数料	
一戸建ての住宅		6,000	
共同住宅等 (申請戸数)	1戸	6,000	
	2戸以上5戸以下	11,000	
	6戸以上10戸以下	18,100	
	11戸以上25戸以下	29,500	
	26戸以上50戸以下	48,700	
	51戸以上100戸以下	86,400	
	101戸以上200戸以下	136,000	
	201戸以上300戸以下	172,000	
	301戸以上	183,000	
共同住宅の共用部分 (床面積の合計)	300㎡以内	11,000	
	300㎡を超え 2,000㎡以内のもの	29,500	
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	86,400	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	136,000	
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの	172,000	
	25,000㎡を超えるもの	214,000	
	非住宅 (床面積の合計)	300㎡以内	11,000
		300㎡を超え 2,000㎡以内のもの	29,500
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの		86,400	
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの		136,000	
10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの		172,000	
25,000㎡を超えるもの		214,000	

◇法55条における計画変更認定申請 (当該建築物が認定申請に要する経費の1/2)

区分		手数料	
一戸建ての住宅		3,000	
共同住宅等 (申請戸数)	1戸	3,000	
	2戸以上5戸以下	5,500	
	6戸以上10戸以下	9,000	
	11戸以上25戸以下	14,700	
	26戸以上50戸以下	24,300	
	51戸以上100戸以下	43,200	
	101戸以上200戸以下	68,000	
	201戸以上300戸以下	86,000	
	301戸以上	91,500	
共同住宅の共用部分 (床面積の合計)	300㎡以内	5,500	
	300㎡を超え 2,000㎡以内のもの	14,700	
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの	43,200	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの	68,000	
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの	86,000	
	25,000㎡を超えるもの	107,000	
	非住宅 (床面積の合計)	300㎡以内	5,500
		300㎡を超え 2,000㎡以内のもの	14,700
2,000㎡を超え 5,000㎡以内のもの		43,200	
5,000㎡を超え 10,000㎡以内のもの		68,000	
10,000㎡を超え 25,000㎡以内のもの		86,000	
25,000㎡を超えるもの		107,000	

適合証を添付せず直接申請する場合



◇法53条における認定申請

区分		手数料
一戸建ての住宅		37,300
共同住宅等 (申請戸数)	1戸	37,300
	2戸以上5戸以下	74,300
	6戸以上10戸以下	104,000
	11戸以上25戸以下	146,000
	26戸以上50戸以下	209,000
	51戸以上100戸以下	300,000
	101戸以上200戸以下	406,000
	201戸以上300戸以下	532,000
	301戸以上	624,000
共同住宅の共用部分 (床面積の合計)	300㎡以内	117,000
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	192,000
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	299,000
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	384,000
	10,000㎡を超え	
非住宅 (床面積の合計)	300㎡以内	257,000
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	409,000
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	582,000
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	714,000
	10,000㎡を超え	
25,000㎡以内のもの	841,000	
25,000㎡を超えるもの	960,000	

◇法55条における計画変更認定申請

(当該建築物が認定申請に要する経費の1/2)

区分		手数料
一戸建ての住宅		18,600
共同住宅等 (申請戸数)	1戸	18,600
	2戸以上5戸以下	37,100
	6戸以上10戸以下	52,000
	11戸以上25戸以下	73,000
	26戸以上50戸以下	104,500
	51戸以上100戸以下	150,000
	101戸以上200戸以下	203,000
	201戸以上300戸以下	266,000
	301戸以上	312,000
共同住宅の共用部分 (床面積の合計)	300㎡以内	58,500
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	96,000
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	149,000
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	192,000
	10,000㎡を超え	
非住宅 (床面積の合計)	300㎡以内	128,500
	300㎡を超え	
	2,000㎡以内のもの	204,500
	2,000㎡を超え	
	5,000㎡以内のもの	291,000
	5,000㎡を超え	
	10,000㎡以内のもの	357,000
	10,000㎡を超え	
25,000㎡以内のもの	420,500	
25,000㎡を超えるもの	480,000	

※住宅部分、共用部分又は非住宅部分を有する建築物については、それぞれの区分により算定した金額の合計とする。

※このほか、法第54条第2項により建築確認審査の申出を行う場合には、当該建築物が確認申請を行おうとする際に必要な手数料を加算する。